

# 社会福祉法人西海市社会福祉協議会 マイカー通勤規程

## (総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）のマイカー通勤の取扱いについて定めたものである。

## (マイカーの定義)

第2条 この規程において「マイカー」とは、職員が保有し、又は他から借用している車両で、道路交通法に基づき運転免許を要するものをいう。

## (許可の申請)

第3条 マイカー通勤を希望する者は、マイカー通勤申請書（様式第1号）により本会に申請して許可を受けなければならない。

## (許可の基準)

第4条 本会による許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 運転免許を保有していること
- (2) 過去において重大な交通事故を起こしていないこと
- (3) 通勤のための公共交通機関がないこと、あるいはきわめて不便であること
- (4) 次に掲げる自動車保険に加入していること

対人賠償保険	—————	無制限
対物賠償保険	—————	1,000万円以上

## (遵守事項)

第5条 マイカー通勤を許可された者は、次に掲げる事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法を遵守し、安全運転を行なうこと
- (2) 飲酒運転、暴走運転をしないこと
- (3) 心身が疲労しているときは運転をしないこと
- (4) 本会が指定した場所に駐車すること

## (届 出)

第6条 マイカー通勤者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに本会に届け出なければならない。

- (1) 車両を変更したとき
- (2) 通勤経路を変更したとき
- (3) マイカー通勤をやめるとき
- (4) 重大な交通事故、重大な交通違反を起こしたとき

## (本会の免責事項)

第7条 本会は、次に掲げる事項についてはいっさい責任を負わない。

- (1) マイカー通勤者が通勤中に起こした事故

- (2) 駐車中に生じたマイカーの盗難、損傷等  
(許可の取消し)

第8条 本会は、次に掲げるときは、マイカー通勤の許可を取り消す。

- (1) この規程に違反したとき
- (2) 重大な交通事故を起こしたとき
- (3) その他マイカー通勤者として適格でないと認められるとき  
(マイカーの業務使用)

第9条 本会は、マイカーを業務で使用することは認めない。職員は、業務上やむを得ずマイカーを業務で使用するときは、あらかじめ本会の許可を受けなければならない。

(運転免許証・保険証券等の提示)

第10条 本会が運転免許証や保険証券等の提示を求めた場合は、職員は速やかにこれに応じなければならない。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

マイカー通勤申請書			
			平成 年 月 日
社会福祉法人西海市社会福祉協議会			
会長		様	
所 属		職 名	
氏 名	印		
私有車の（ <input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> 臨時 ）通勤使用許可を申請いたします。			
使用開始日	平成 年 月 日から		
使用終了日	平成 年 月 日まで（臨時使用の場合に記入）		
車 名		登録番号	
所有者氏名		使用者氏名	
自賠責保険	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入	車両保険	<input type="checkbox"/> 加入（    ）万円 <input type="checkbox"/> 未加入
対人保険金	<input type="checkbox"/> 無制限 <input type="checkbox"/> （    ）万円	対物保険金	<input type="checkbox"/> 無制限 <input type="checkbox"/> （    ）万円
任意保険 契約期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
整備状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 問題あり（    ）		
備考			
私は道路交通法その他自動車交通関係法令並びにマイカー通勤規程を遵守し、常に安全運転に努め決して貴会にご迷惑をおかけしないことを誓約いたしますので、上記車両により通勤することを許可願います。			
〈添付書類〉			
①運転免許証の写し（表・裏）			
②車検証の写し			
③任意自動車保険契約の保険証券の写し			
		会長	事務局長
		所属長	